

リサイクル推進員の手引き

【長島地区】

(令和7年10月6日現在)

1 リサイクル推進員について

1.1 目的

桑名市における一般廃棄物の分別収集の促進と、快適な生活環境の保全並びに再資源化対策及び資源の有効利用を図るため設置する。（資源物回収を行う自治会に1名とする。）

1.2 職務

リサイクル推進員とは、市が推進するごみの減量とリサイクルにおける『自治会のリーダー』であり『市と自治会のパイプ役』です。資源物回収日当日の活動は自治会で協力して行ってください。

1. 一般廃棄物の分別指導に関すること。
2. 資源物のステーションにおける不法投棄の防止に関すること。
3. 市が実施する一般廃棄物の減量・再資源化事業等施策の推進に関すること。

1.3 任期

原則1年としますが、再任は妨げません。リサイクル推進員に変更があった場合は「リサイクル推進員異動報告書」を提出又は下記報告事項を電話・FAXにて環境対策課・廃棄物対策係まで報告してください。

【報告事項】

【自治会名・自治会長名・新リサイクル推進員の氏名・住所・電話番号・就任年月日】
用紙は環境対策課または各地区市民センター（大山田・多度・長島）
まちづくり拠点施設（桑部・在良・七和・深谷・久米・城南）にあります。
また、桑名市ホームページ（<http://www.city.kuwana.lg.jp>）から【申請書・報告書】のダウンロードができますのでご利用ください。

1.4 保険

回収場所で従事中におきたケガ（作業従事者対象）に対して補償保険（見舞金）が適用される場合があります。ただし、往復途上の事故は対象とはなりません。環境対策課・廃棄物対策係（0594-24-1436）へご連絡ください。また、賠償責任保険につきましては各自治会で加入して頂くことをお勧めします。

2 協力金・報償金について

2.1 資源物回収自治会協力金

リサイクル推進員を設置し、4から9月の間に資源物回収実績のある自治会に対して支払う協力金です。自治会が指定した自治会名義の口座に協力金を振込みます。

振込みは、年1回 11月中旬振込口座は事前に自治会長宛に確認をおこない、変更がある場合は改めて振込依頼書を提出していただきます。

※算出基準表（毎年5月1日現在の自治会加入世帯数を基準とします。）

100世帯未満	16,800円
100世帯以上 300世帯未満	25,200円
300世帯以上	33,600円

2.2 自治会資源物回収報償金

各自治会の回収量に応じた報償金（売上金）です。

自治会が指定した自治会名義の振込口座に報償金を振込みます。

振込みは、年2回 ●上期（4月～9月）11月中旬 ●下期（10月～3月）5月中旬

振込み口座は事前に自治会長宛に確認をおこない、変更がある場合は改めて振込依頼書を提出していただきます。

3 荒天時の資源物回収の実施について

大雨や大型台風に伴い荒天時の方向性を下記のとおりとしました。

資源物回収は、回収用のフレコン配布を回収日前日までにおこないます。前日の午後 3 時 00 分の段階で【高潮・波浪・大雨・洪水・大雪・その他の警報】が発令されている場合は中止となる可能性があります。中止の際は、前日の午後 5 時 00 分までに市ホームページ・さんあ〜る等に掲載しますのでご確認ください。資源物回収を中止した場合の振替日は予定しておりません。翌月の回収日に出していただくか、スーパー等資源物回収をご利用ください。なお、フレコンを配布した場合は、自治会での実施の有無に関わらず、回収日当日に回収いたします。

●上記の方向性については**資源物回収のみ**です。

※可燃・不燃・プラ・有害・粗大ごみの収集については、台風接近や大雪でも原則収集をおこないます。ただし、収集経路の道路崩壊、冠水、河川の増水などにより収集作業ができない場合や、避難勧告が発令された場合は除きます。

4 資源物回収について

4.1 ステーション回収（自治会回収）

実施回数：各自治会で月 1 回の分別回収

収集時間：収集日当日の朝 8 時 00 分まで

収 集 日：地区ごとの収集日は、「資源物・不燃ごみガイド」にてご確認ください。

紙類	新聞／新聞折込チラシ、雑紙（雑誌・その他の古紙）、段ボール、飲料用紙パック
缶類	アルミ缶、スチール缶
ビン類	透明ビン、茶色ビン、その他の色のビン（青・緑・黒色ビン等）
布類	衣類等（古着、カーテン、毛布、綿のシーツ、タオル等）
ペットボトル	無色透明 PET ボトル、色付 PET ボトル
スプレー缶・カセットボンベ	殺虫剤、ヘアスプレー等

4.2 拠点回収（市内スーパー駐車場等への持込）

回収品目：自治会回収品目と同一【※雨天時は、紙類の回収はいたしません。】

時 間：午前 9 時 30 分から午後 1 時 30 分まで

回 収 日：下記表のとおり（年末年始を除く）

土曜日	F☆MART 西別所店駐車場
	生鮮館やまひこ赤尾店駐車場
	MEGA ドン・キホーテ UNY 星川店駐車場
	F☆MART 多度店駐車場（行事開催による駐車場使用時を除く）
日曜日	MEGA ドン・キホーテ UNY 星川店駐車場
	寺町通東側遊歩道（三八市・石取祭の日は中止）
	長島地区市民センター前駐車場（行事開催による駐車場使用時を除く）
	F☆MART 多度店駐車場（行事開催による駐車場使用時を除く）
月曜日	イオン桑名店西側バス回転場（祝休日・振替休日は中止）

5 資源物の分け方・出し方

品目	自治会回収出し方	スーパー等資源物回収出し方
新聞／新聞折込チラシ	紙ひもで縛ったままでもよい。 （ビニールひもは取り外す）	縛ったひもは取り外す。
雑誌（雑がみ）		
はがき・封筒・紙袋	雑誌（雑がみ）へ	
段ボール	紙ひもで縛ったままでもよい。 （ビニールひもは取り外す）	縛ったひもは取り外す。
米袋（紙製のみ）	段ボールへ。	回収不可のため、自治会回収又は「可燃ごみ」へ。
厚紙	雑誌（雑がみ）へ。	
トイレットペーパーの芯	雑誌（雑がみ）へ。	
ラップ・クッキングホイルの芯	雑誌（雑がみ）へ。	回収不可のため「可燃ごみ」へ。
ビン（透明・茶色・その他の色）	色分をして、可能な限りラベルは剥がして出してください。	
ペットボトル	色分せず、同じフレコンへ。	色分けをして出してください。
衣類	リサイクルできる衣類。 （シーツ・タオルケット・カーテン・毛布含む）	
アルミ製鍋焼きうどんの容器	汚れを取って「アルミ缶」へ。 （汚れの取れないものは「不燃ごみ」へ出してください。）	
アルミ製のふた	大きさ関係なく「アルミ缶」へ。	7cm 未満のものは自治会回収又は「不燃ごみ」へ。
スチール製のふた	「不燃ごみ」へ。	
スプレー缶・カセットボンベ	スプレー缶専用フレコンへ。 （中身を使い切って穴を開けずに出してください）	

6 市では収集しないもの

下記のものは、市では収集しません。【販売店や購入先、専門業者に処理を依頼してください。】

家電リサイクル法対象品目
エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫
パソコン
家庭系パソコン、自作のパソコン
危険物
消火器、ガスボンベ (プロパン用)、農薬類 など
適正処理困難物
温水器、浄化槽、冷風扇、除湿機、浴槽、太陽熱ヒーター、ソーラーパネル、(太陽光パネル)、ピアノ、厚鋼板、ドラム缶、鉄筋、単車 (オートバイ)、バッテリー、車の部品 (タイヤ・バンパーなど)、廃油 (灯油・オイルなど)、ホイール (タイヤ用)、農機具類、農業用ビニール、畔シート、マルチ、焼却灰、汚泥、など

その他
事業系一般廃棄物
産業廃棄物（事業活動に伴い生じる下記のごみなど）
廃プラスチック、金属くず、ガラス、陶磁器くず、飲料品製造業者などからの動植物性残渣、 パルプ・紙・紙加工品製造業・印刷出版業者などからの紙くず、繊維工業からの繊維くず、 建設業者などによる工作物の新築・改築・除去破片、その他法令で指定されたもの など ※詳しくは、三重県桑名地域防災総合事務所環境室(0594-24-3624)へお問い合わせください。
持ち込みできるもの（清掃センター）
土砂、がれき、瓦、レンガ、コンクリート、 など

7 小型家電の回収について

市では「使用済小型電子機器の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づき、市内 5 カ所に「小型家電リサイクル回収ボックス」を設け、29 品目に限り小型家電を回収します。

回収場所及び回収日時

- ◆市役所 1 階北玄関入口付近
 - ◆地区市民センター【大山田・多度・長島】
 - ◆清掃センター
- 月～金曜日（土日祝休日・年末年始を除く）
午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分

ごみ減量と限りある資源の再利用のために、
小型家電の回収にご協力をお願いします。

回収するもの(投入口：タテ 15cm×ヨコ 25cm)	
IC レコーダー	電子体温計
イヤホン	電卓
AC アダプタ	電動ハブブラシ
カーオーディオ全般	ビデオカメラ
携帯音楽プレーヤー	フィルムカメラ
携帯ラジオ	ヘアアイロン
ケーブル類(コード)	ヘアドライヤー
ゲーム機器	ヘッドフォン
外付ハードディスク	ポータブルカーナビ
デジタルカメラ	補聴器
電気カミソリ	USB メモリ
電子血圧計	電子辞書
携帯電話	時計
(PHS・タブレット含む)	(投入口に入る大きさ)
モバイルバッテリー	電子タバコ
リチウムイオン電池などを取り外せない小型家電	

お問い合わせ先一覧

お問い合わせ内容	受付先	電話番号 E-mail
- ごみの分別・出し方・収集等について - ごみ集積場について（新設・移動・廃止等） - 家庭から出る土砂・ガレキ類などの出し方について（石膏ボード等は、ご相談ください。） - 桑名市道上の動物死体処理について（※私有地は除く）	清 掃 セ ン タ ー	TEL:0594(22)5350 FAX:0594(22)5183 seisom@city.kuwana.lg.jp
直接持ち込みについて（一時多量ごみ等）	リ サ イ ク ル の 森	TEL:0594(87)5133 FAX:0594(87)5132 kseisom@city.kuwana.mie.jp
資源物・粗大ごみ・し尿等について	環 境 対 策 課	TEL:0594(24)1436 FAX:0594(22)5183 kankyom@city.kuwana.lg.jp